**特定創業支援事業の概要・個別講習申込書　西桂町商工会**

■西桂町商工会が実施する「個別講習」は特定創業支援事業に認定されています。特定創業支援事業とは、１ヶ月以上にわたり、４回以上「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の４分野の知識を、専門家及び経営指導員のアドバイスを受けることが必要です。

■特定創業支援事業を受けた創業者は、創業するに当たり国から以下の支援を受けることができます。

（1）登録免許税の減免

特定創業支援事業の支援を受けた創業者が株式会社を設立する際、登記に係る登録免許税が軽減されます。

（資本金の0.7％が0.35％に減免、最低税額は通常15万円のところ7.5万円に減額)

登録免許税の減免については、西桂町内で創業する場合のみ対象となります。

創業前の方が支援の対象となりますので、すでに創業を行った個人（創業後5年未満の方であっても対象となりません。（法人の経営者含む））、個人事業主の法人成り（証明書の交付時点では創業前の方であって株式会社設立までに事業を開始した方を含む）は対象となりませんのでご注意ください。設立登記の際、法務局への証明書原本の提出が必要です。

（2）信用保証

信用保証協会の創業関連保証(無担保、第三者保証なし)枠を1,000万円から1,500万円に拡充

創業前２月前(会社設立でない場合は１月前)から実施される創業関連保証を具体的な計画があれば６月前に前倒し

手続きの際、信用保証協会または金融機関に証明書を提出し、別途審査があります。

すでに保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

事業開始6月前から創業後5年未満の方が対象になります。

（3）日本政策金融公庫の融資制度
創業前または創業後税務申告を２期終えてない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業」を受けた場合に自己資金要件等を撤廃

■西桂町商工会が実施する「特定創業支援事業」の内容は次のとおりです。

１回目：中小企業診断士によるヒアリング及び創業計画書（ビジネスプラン）の重要性について

２回目：社長の方針を明確にしよう（経営理念）、業界の特徴を調べよう（販路）、自社を取巻く経営環境を知ろう（経営）

３回目：ターゲットニーズに則した戦略を立てよう、具体的な売り方をシミュレーションしよう（経営）

　４回目：失敗しない中途採用、新規開業の際の諸手続きと実務（人材）

計画的な経営を目指そう、儲かる仕組みを確認しよう（財務）

５回目：創業計画書（ビジネスプラン）を作成しよう

（中小企業診断士によるチェックがあります）

■受講料：３000円（税込）（資料代として）

■申込先：西桂町商工会　tel：0555-25-2015　fax：0555-25-3723

**特定創業支援事業　個別講習申込書**

**申込日 　年 月　 日**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **住　　所** |  | **氏　　名** |  |
| **電　　話** |  | **eメール** |  |
| **開業予定住所** |  | **開業予定日** |  |

【商工会記入欄】支援開始日　令和 年 月 日